

公文書公開制度・個人情報保護制度

～令和2年度の運用状況をお知らせします

条例に基づき年1回、公文書公開制度と個人情報保護制度の運用状況を公表しています。ここでは、2年度の運用状況をお知らせします。 ※詳しくは、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階)や区ホームページでご覧になれます。

問合せ 情報公開課 ☎5984-4513

公文書公開制度

区の保有する公文書の閲覧や写しを請求できる制度です。

●公開請求件数と請求内容(表1～3)

2年度の公開請求件数は3,102件、請求者数は360名でした。

●公開状況など(表4・5)

2年度の公開率(※)は99.2%でした。なお、公文書公開に関する審査請求が8件ありました。 ※公開率…請求件数全体から「不存在」と「取り下げ」を除いた件数に占める「全部公開」と「部分公開」の割合。

個人情報保護制度

区が保有する個人情報について、収集や利用などのルールを定めるとともに、区民の方などが自分に関する個人情報(自己情報)の開示・訂正などを求める権利を保障するものです。

●開示等請求件数と処理状況(表6)

2年度の自己情報の開示等請求件数は316件で、請求者数は96名でした。なお、自己情報の外部提供の中止に関する審査請求が1件ありました。

公文書の公開や自己情報の開示などを請求するには

公文書の公開や自己情報の開示などの請求を希望する方は、区民情報ひろばにある請求書に必要事項を記入の上、提出してください。

自己情報の開示などの請求は、本人確認が必要なため、運転免許証やマイナンバーカードなどをお持ちください。公文書の公開請求は、区ホームページからもできます。▶**公開などの決定**:請求日の翌日から、原則15日以内(自己情報の訂正・削除・目的外利用などの中止の請求は20日以内)に、請求に応じられるかどうかを決定し、請求者に通知▶**費用**:閲覧は無料 ※コピー・郵送料金は実費。

▶表1 公開請求内容別件数

公文書の内容	件数
都市整備・建築・土木	1,392
区政一般	701
児童福祉	408
教育	244
社会福祉	120
入札・契約など	104
環境・清掃	99
保健・衛生・医療	29
議会	5
合計	3,102

▶表2 公開請求者内訳

請求者の区分	請求者数	請求件数
区民	97	1,268
区民以外	63	920
区内の法人・団体など	101	450
区外の法人・団体など	99	464
合計	360	3,102

▶表3 公開請求目的別件数

請求目的	件数
営業活動	1,569
区政の監視、区民参加	1,295
学問的な調査・研究	188
私的利害の調整	17
請求目的の記載なし	33
合計	3,102

▶表4 公開請求処理状況

処理状況	件数
全部公開	1,107
部分公開	1,667
非公開	23
不存在	139
存否応答拒否	0
取り下げ	166
合計	3,102

▶表5 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由(部分公開含む)	件数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,051
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	920
公共安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	12
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	22
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	136
法令の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	32

※同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがあります。

▶表6 開示等請求処理状況

処理状況	件数	
開示	全部開示	230
	部分開示	61
	非開示	4
	不存在	14
	存否応答拒否	0
取り下げ	6	
訂正請求	0	
削除請求	0	
目的外利用中止請求	0	
外部提供中止請求	1	
合計	316	

高額な医療費の負担を軽減します

～限度額適用認定証などが新しくなります

「限度額適用認定証(以下、認定証)」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。世帯全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代も減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)」を交付します。現在、お持ちの認定証・減額認定証の有効期限は7月31日(土)です。

74歳以下の方 国民健康保険

問合せ こくほ給付係 ☎5984-4553

認定証の更新を希望する方と、初めて交付を希望する方は、申請が必要です。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。70歳以上の非課税世帯で引き続き対象となる方には、7月21日(水)以降に新しい認定証を送付します。保険料に未納がある方は、原則として、認定証の交付はできません。詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険に加入している70歳未満の方へ

「人工透析を必要とする慢性腎不全」特定疾病療養受療証を送付

現在の受療証の有効期限は、7月31日(土)です。新しい受療証は7月9日(金)以降に世帯主宛てに送付します。

75歳以上の方 後期高齢者医療制度

問合せ 後期高齢者資格係 ☎5984-4587

●認定証

所得区分が「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」となる方で、引き続き対象となる方には、7月19日(月)以降に新しい認定証を送付します。初めて交付を希望する方は、申請が必要です。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

所得区分	住民税課税所得
現役並み所得Ⅱ	380万円以上690万円未満
現役並み所得Ⅰ	145万円以上380万円未満

●減額認定証

引き続き対象となる方には、7月19日(月)以降に新しい減額認定証を送付します。新たに対象となる方には、7月30日(金)以降に申請書を送付します。